USベーシックバランス

追加型投信／海外／資産複合

当初設定日： 2024年1月22日
作成基準日： 2026年10月30日

◆ 基準価額・純資産総額の推移



※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
※ 基準価額（分配金再投資）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。
※ 基準価額は、信託報酬控除後です。

◆ 基準価額・純資産総額

	当月末	前月末比
基準価額	13,735 円	+ 211 円
純資産総額	214.16 億円	+ 4.71 億円

◆ 期間別騰落率

	騰落率
1ヵ月	1.56%
3ヵ月	-1.15%
6ヵ月	1.65%
1年	8.25%
3年	-
設定来	37.35%

※ ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の投資者利回りとは異なります。

◆ 分配の推移（1万口当たり、税引前）

設定来分配金合計額　　0　円

決算期	2024年9月	2025年9月	2026年9月
分配金	0　円	0　円	0　円

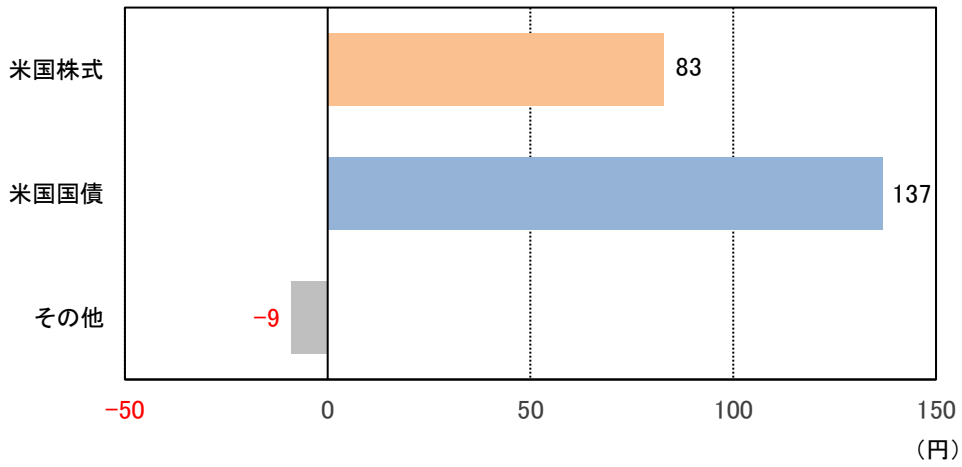
※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

◆ 組入投資信託証券の状況

投資信託証券	比率
FOFs用米国2資産バランスファンド（適格機関投資家専用）	98.29%
FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	0.00%
その他	1.71%
合計	100.00%

※ 対純資産総額比です。

◆ 各資産の寄与額（概算）



※ 寄与額は、月間寄与額の概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。あくまで傾向を知るための目安としてご覧ください。
※ その他には信託報酬が含まれます。また、寄与額算出上、現金保有の影響等によりプラスになることがあります。

＜当資料の取扱いに関する留意事項＞を必ずお読みください。

スカイオーシャン・アセットマネジメント

USベーシックバランス
追加型投信／海外／資産複合

当初設定日：2024年1月22日
作成基準日：2026年10月30日

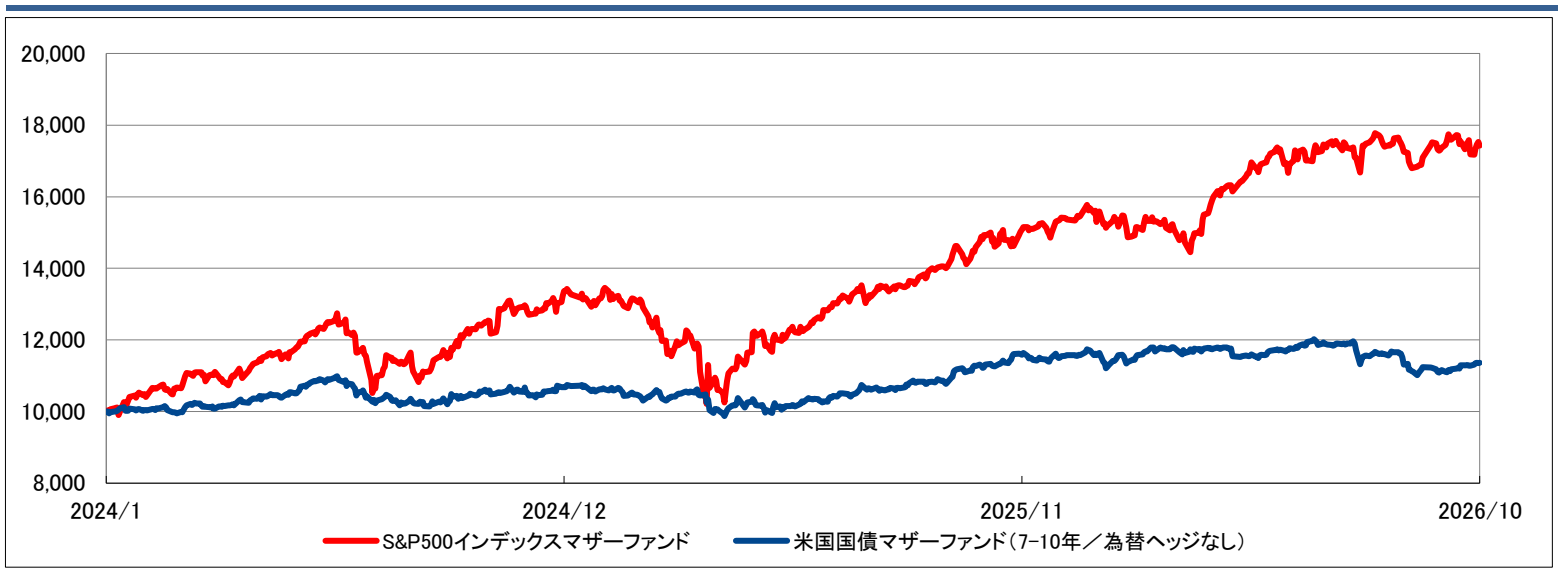
FOFs用米国2資産バランスファンド（適格機関投資家専用）の資産の状況

◆ マザーファンド組入状況

マザーファンド	資産	基本組入比率	資産構成比
S&P500インデックスマザーファンド	米国株式	50.00%	50.91%
米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジなし）	米国国債	50.00%	48.09%
その他	その他	0.00%	1.00%
合計		100.00%	100.00%

※ 対純資産総額比です。

◆ 組入マザーファンドの基準価額の推移



※ 当ファンドへの組入開始時を10,000として指数化し、作成基準日までを表示しています。

◆ ファンドマネージャーのコメント

当月は、ファンド全体の基準価額は上昇しました。

S&P500インデックスマザーファンドは上昇しました。
米国株式市場は、月前半は、米雇用統計が市場予想を下回ったことなどで早期追加利上げ観測が後退し、買いが優勢となったものの、その後9月の米CPI（消費者物価指数）がインフレ加速を示すと利上げ観測が高まり、上昇幅縮小の動きとなりました。

米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジなし）は上昇しました。
米国10年国債利回りは、底堅い経済指標やインフレ懸念が意識されて上昇する局面はありましたが、ハイテク株下落やフランスの政情不安と財政悪化に対するリスク回避姿勢の高まりから低下しました。

米国株式は、中東情勢が不安定な間は、国民生活に直結する物価の上昇が続くと見られ、引き続き、物価の動向とそれに対する金融政策の行方が焦点になります。企業業績は概ね堅調なものの、AI（人工知能）関連企業による投資とキャッシュフローのバランスなど、当面は将来的なリスクを意識した注意が必要です。
米国10年国債利回りは、上昇する展開を想定します。12月の利上げが意識されるとみられるほか、米財務省から財政構造改革案が出てこないことで財政不安がくすぶり続けるとみられます。

今後も基本配分比率にしたがって米国の株式および債券へ分散投資を行うことで、中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行っていきます。

※ 「FOFs用米国2資産バランスファンド（適格機関投資家専用）の資産の状況」は、スカイオーシャン・アセットマネジメントが三井住友トラスト・アセットマネジメントからの情報提供にもとづき作成していますが、掲載データに関する情報の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。

＜当資料の取扱いに関する留意事項＞を必ずお読みください。

USベーシックバランス
追加型投信／海外／資産複合

当初設定日：2024年1月22日
作成基準日：2026年10月30日

S&P500インデックスマザーファンドの資産の状況

◆ 資産内容

株式	98.77%
株式先物取引	1.22%
短期金融資産等	0.01%
合計	100.00%

※ 対純資産総額比です。

◆ 組入上位10業種

	業種	比率
1	半導体・半導体製造装置	16.81%
2	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	10.98%
3	ソフトウェア・サービス	10.15%
4	メディア・娯楽	7.55%
5	金融サービス	7.10%
6	医薬品・ﾊﾞｲｵﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾗｲﾌｻｲｴﾝｽ	6.70%
7	資本財	6.01%
8	一般消費財・サービス流通・小売り	5.06%
9	エネルギー	3.72%
10	ヘルスケア機器・サービス	3.20%

※ 対純資産総額比です。
※ 業種はGICS分類（産業グループ）によるものです。GICSに関する知的所有権等はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

◆ 組入上位10銘柄

	銘柄	業種	比率
1	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	7.68%
2	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.57%
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	5.86%
4	AMAZON.COM	一般消費財・サービス流通・小売り	3.55%
5	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2.47%
6	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	2.44%
7	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	2.05%
8	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1.99%
9	TESLA INC	自動車・自動車部品	1.69%
10	ELI LILLY & CO	医薬品・ﾊﾞｲｵﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾗｲﾌｻｲｴﾝｽ	1.63%

※ 対純資産総額比です。　　組入銘柄数：　504

※ 「S&P500インデックスマザーファンドの資産の状況」は、スカイオーシャン・アセットマネジメントが三井住友トラスト・アセットマネジメントからの情報提供にもとづき作成していますが、掲載データに関する情報の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。

USベーシックバランス
追加型投信／海外／資産複合

当初設定日：2024年1月22日
作成基準日：2026年10月30日

米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジなし）の資産の状況

◆ 資産内容

債券	99.67%
債券先物取引	0.00%
短期金融資産等	0.33%
合計	100.00%

※ 対純資産総額比です。

◆ 特性値

直接利回り	4.46%
最終利回り	4.92%
残存年数	8.42年
修正デュレーション	6.84

※ 利回り（税引前）は純資産総額に対する値、その他は組入債券に対する値です。また、ファンドの運用利回り等を示唆するものではありません。

◆ 残存年数別構成比

残存年数	比率
7年以上8年未満	33.24%
8年以上9年未満	33.20%
9年以上10年未満	33.22%

※ 対純資産総額比です。

◆ 格付別構成比

格付	比率
AAA	0.00%
AA	100.00%
A	0.00%
その他	0.00%

※ 対現物債券構成比です。
※ 格付はムーディーズとS&Pのうち、上位の格付を採用しています。

◆ 組入上位10銘柄

	銘柄	クーポン	償還日	比率
1	米国国債	4.500%	2033/11/15	8.49%
2	米国国債	4.250%	2034/11/15	8.43%
3	米国国債	4.250%	2035/5/15	8.40%
4	米国国債	4.000%	2035/11/15	8.39%
5	米国国債	4.625%	2036/8/15	8.36%
6	米国国債	4.375%	2034/5/15	8.34%
7	米国国債	4.375%	2036/5/15	8.31%
8	米国国債	4.250%	2035/8/15	8.23%
9	米国国債	4.000%	2034/2/15	8.22%
10	米国国債	3.875%	2034/8/15	8.19%

※ 対純資産総額比です。

組入銘柄数： 12

※ 「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジなし）の資産の状況」は、スカイオーシャン・アセットマネジメントが三井住友トラスト・アセットマネジメントからの情報提供にもとづき作成していますが、掲載データに関する情報の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。

USベーシックバランス

追加型投信／海外／資産複合

当初設定日：2024年1月22日
作成基準日：2026年10月30日

ファンドの特色

1. 主として、米国の株式および債券に投資します。
2. 米国株式はS&P500（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざし、米国債券は残存期間7年以上10年未満の米国の国債に投資します。
3. 米国株式50%、米国債券50%を基本組入比率として運用します。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
  したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
- **信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。**
- **投資信託は預貯金とは異なります。**

【株価変動リスク】
株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

【金利変動リスク】
債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

【為替変動リスク】
為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

【信用リスク】
有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

【流動性リスク】
時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

【カントリーリスク】
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込みが発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
  これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止・取消となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

USベーシックバランス
追加型投信／海外／資産複合

当初設定日：2024年1月22日
作成基準日：2026年10月30日

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 （基準価額は1万口当たりで表示しています。）
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付不可日	申込日当日または申込日の翌営業日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないものとします。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などにもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間および金額の制限をおこなう場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限（2024年1月22日設定）
繰上償還	主要投資対象ファンドが償還される場合には、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年9月25日（休業日の場合は翌営業日）です。
収益分配	年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市場動向などを勘案して分配金額を決定します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料
購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に**3.3%（税抜3.0%）を上限**として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 信託財産留保額
ありません。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用（信託報酬）
・当ファンド：純資産総額に対して年率0.506%（税抜0.46%）
・投資対象とする投資信託証券：純資産総額に対して年率0.253%（税込）
※ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを表示しています。
・実質的な負担：純資産総額に対して**年率0.759%程度（税込）**
※この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入れ状況により変動します。

■ その他の費用・手数料
有価証券の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等をその都度、監査費用を日々、ファンドが負担します（投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。）。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

※ 詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「お申込みメモ」、「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

USベーシックバランス
追加型投信／海外／資産複合

当初設定日：2024年1月22日
作成基準日：2026年10月30日

委託会社・その他の関係法人の概要

● 委託会社　スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図をおこなう者）
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第2831号
加　入　協　会　：一般社団法人資産運用業協会
ホームページ　：https://www.soam.co.jp/
サポートデスク　：045-225-1651　受付時間 9:00～17:00 [土日・祝日等は除く]

● 受託会社　三井住友信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管および管理をおこなう者）

販売会社

商号等		登録番号	加入協会
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第392号	日本証券業協会
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社京都銀行 （委託金融商品取引業者　京銀証券株式会社）	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第53号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社きらぼし銀行 （委託金融商品取引業者　きらぼしライフデザイン証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第53号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3198号	日本証券業協会
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第46号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	日本証券業協会
株式会社UI銀行 （委託金融商品取引業者　きらぼしライフデザイン証券株式会社）（オンラインサービス専用）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第673号	日本証券業協会
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第36号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

・お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、販売会社へお申し出ください。
・販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合があります。

＜当資料の取扱いに関する留意事項＞

◆ 当資料はスカイオーシャン・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法にもとづく開示書類ではありません。
◆ ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
◆ 投資信託は値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクをともないます。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
◆ 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
◆ 当資料は信頼できると判断した各種情報等にもとづき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
◆ 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータにもとづき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。
◆ 当資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はそれぞれの指数開発元もしくは公表元に帰属します。

USベーシックバランス
追加型投信／海外／資産複合

当初設定日：2024年1月22日
作成基準日：2026年10月30日

投資信託約款の変更について

当ファンドにつきましては、2026年9月24日現在の受益者の方を対象に、投資信託約款（以下、「約款」といいます。）の変更に係る書面決議を2026年11月4日付でおこないました。その結果、議決権を行使することが出来る受益者の方の議決権の3分の2以上の賛成を得たことにより、以下の通り約款の変更をおこなうこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、約款の変更適用日である2027年1月18日付をもって当ファンドの委託者を「スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社」から「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」へ変更することとなりました。当ファンドの2027年1月18日以降の有価証券届出書の内容は同日を効力発生日として「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」より提出される有価証券届出書にてご確認ください。

1. 約款変更の内容および理由

（1）委託者の変更

当ファンドの委託者である弊社は2027年3月末を目途に業務の終了を予定しているため、委託者を「スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社」から「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」に変更し運用を継続することが受益者の皆様の利益に資すると判断し、この度、約款変更をおこなうこととなりました。

変更後に委託者となる予定の三井住友トラスト・アセットマネジメントの概要は以下の通りです。

> 三井住友トラスト・アセットマネジメントは、日本で屈指の機関投資家である三井住友トラストグループの資産運用ビジネスの中核をなす運用会社です。2018 年 10 月 1 日に三井住友信託銀行の資産運用事業を統合し、運用資産残高が約 111 兆円規模の日本およびアジアで最大級の運用会社となりました。
> 所在地：東京都港区芝公園一丁目 1 番 1 号
> 資本金：20 億円、役職員数：714 名
>
> ※2026 年 3 月末現在

これに伴い、当ファンドの委託者が行なう公告の方法も変更いたします。

（2）投資対象ファンドの変更および商品性の改善

委託者の変更後、当ファンドが組入れている三井住友トラスト・アセットマネジメントが設定・運用する「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド（適格機関投資家専用）」（以下現行主要投資対象ファンド）を段階的に売却し、現行主要投資対象ファンドが投資しているマザーファンドへの直接投資に切り替えるとともに、商品性を改善するための約款変更をおこないます。

USベーシックバランス
追加型投信／海外／資産複合

当初設定日：2024年1月22日
作成基準日：2026年10月30日

投資信託約款の変更について

① 委託者変更時の約款変更

ア．当ファンドがマザーファンドに直接投資できるように投資対象ファンドにマザーファンドを追加します。

イ．現行主要投資対象ファンドが償還した場合、当ファンドも償還することとなっている規定を削除します。

ウ．当ファンドのマザーファンドへの直接投資開始に伴い、マザーファンドにおいて実施する株式の貸付取引に係る収益の一部（50%未満）を当ファンドの信託報酬として収受させて頂くため、信託報酬に係る規定を変更します。

② 現行主要投資対象ファンド売却完了時の約款変更

ア．当ファンドの投資対象ファンドから現行主要投資対象ファンドを削除します。

イ．信託報酬率および購入・換金手続き等を下表の通り変更します。なお、約款に規定する当ファンドの信託報酬率は引上げとなりますが、投資対象ファンドの信託報酬を含めた受益者の皆様の実質的なご負担は低下します。

	変更前		変更後	
運用管理費用（信託報酬）*	当ファンド（A） 投資対象とする投資信託証券（B） 実質的な負担（A+B）	0.506%（税込） 0.253%程度（税込） 0.759%程度（税込）	当ファンド（A） 投資対象とする投資信託証券（B） 実質的な負担（A+B）	0.715%（税込） 0.000%程度（税込） 0.715%程度（税込）
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額		購入申込受付日の翌営業日の基準価額	
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額		換金申込受付日の翌営業日の基準価額	
購入・換金申込受付不可日	申込日当日または申込日の翌営業日が別途規定する海外休日の場合		申込日当日が別途規定する海外休日の場合	
換金代金	換金申込受付日から起算して７営業日目からお支払い		換金申込受付日から起算して５営業日目からお支払い	

*株式の貸付取引に係る信託報酬については記載を省略しています。

＜現行主要投資対象ファンドからマザーファンドへの切り替えイメージ＞

■変更前

US ベーシックバランス ⇒ FOFs 用米国２資産バランスファンド（適格機関投資家専用） ⇒ S&P500 インデックス マザーファンド
⇒ 米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジなし）

■変更後（委託者変更時）

US ベーシックバランス ⇒ FOFs 用米国２資産バランスファンド（適格機関投資家専用） ⇒ S&P500 インデックス マザーファンド
⇒ S&P500 インデックス マザーファンド ⇒ 米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジなし）
⇒ 米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジなし）

■変更後（現行主要投資対象ファンド売却完了時）

US ベーシックバランス ⇒ S&P500 インデックス マザーファンド
⇒ 米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジなし）

※詳細は、後記「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」をご参照ください。

投資信託約款の変更について

2.　約款変更日および変更適用日

（1）上記「1.(1)および1.(2)①」に係る約款変更

2026年11月6日付で実施し、2027年1月18日より適用します。

（2）上記「1.(2)②」に係る約款変更

2026年11月6日付で実施し、2027年3月31日より適用します。

USベーシックバランス
追加型投信／海外／資産複合

当初設定日：2024年1月22日
作成基準日：2026年10月30日

投資信託約款の変更について

「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」

変更日:2026 年 11 月 6 日　変更適用日:2027 年 1 月 18 日

新	旧
運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 「S&P500 インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」(以下「私募投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式及び米国の国債に投資します。 ・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券(私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。)の基本組入比率は 50%とします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④(省　略)	運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用米国２資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式及び米国の国債に投資します。 ・主要投資対象ファンドにおいて、主として「S&P500 インデックスマザーファンド」及び「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」の受益証券に投資します。 ・各マザーファンド受益証券の基本組入比率は 50%とします。また、各マザーファンド受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④(同　左)
(信託の種類、委託者及び受託者) 第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②(省　略)	(信託の種類、委託者及び受託者) 第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②(同　左)
(信託期間) 第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。	(信託期間) 第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 39 条第 3 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。
(運用の指図範囲等) 第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「S&P500 インデックスマザーファンド」及び「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」並びに「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(省　略) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(省　略)	(運用の指図範囲等) 第 17 条　委託者は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(同　左) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(同　左)
(信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1.第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 46 の率を乗じて得た額	(信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 46 の率を乗じて得た額とします。

USベーシックバランス
追加型投信／海外／資産複合

当初設定日：2024年1月22日
作成基準日：2026年10月30日

投資信託約款の変更について

新	旧
2.マザーファンド(第 17 条に定める親投資信託をいいます。以下本項において同じ。)において有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料(貸付有価証券の利子又は配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とします。)とすることができます。以下同じ。)のうち投資信託財産に属するとみなした額に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額 3.前号において、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に当該マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。	
②～③(省 略)	②～③(同 左)
(投資信託契約の解約) 第 39 条(省 略) ②(省 略) ③(削除)	(投資信託契約の解約) 第 39 条(同 左) ②(同 左) ③委託者は、主要投資対象ファンドがその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
④～⑦(省 略)	④～⑦(同 左)
(公告) 第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。	(公告) 第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.soam.co.jp/
②(削除)	②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

変更日:2026 年 11 月 6 日　変更適用日:2027 年 3 月 31 日

新	旧
運用の基本方針	運用の基本方針
2.運用方法 (1)投資対象 「S&P500 インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。	2.運用方法 (1)投資対象 「S&P500 インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」(以下「私募投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。
この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。	この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。
(2)投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式及び米国の国債に投資します。	(2)投資態度 ①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式及び米国の国債に投資します。 ・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。
・各主要投資対象ファンドの受益証券の基本組入比率は 50%とします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。	・各主要投資対象ファンドの受益証券(私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。)の基本組入比率は 50%とします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。
②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。	②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
④(省 略)	④(同 左)
(受益権の申込単位及び価額)	(受益権の申込単位及び価額)

USベーシックバランス
追加型投信／海外／資産複合

当初設定日：2024年1月22日
作成基準日：2026年10月30日

投資信託約款の変更について

新	旧
第 13 条(省　略) ②(省　略) ③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。 1.～2.(省　略) ④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦(省　略) (運用の指図範囲等) 第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「S&P500 インデックスマザーファンド」及び「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」並びに「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(省　略) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(省　略) (信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1.第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 65 の率を乗じて得た額 2.～3.(省　略) ②～③(省　略) (収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い) 第 34 条(省　略) ②～③(省　略) ④一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥(省　略) (投資信託契約の一部解約) 第 37 条(省　略) ②～③(省　略) ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 1.～2.(省　略) ⑥～⑦(省　略)	第 13 条(同　左) ②(同　左) ③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日又は取得申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。 1.～2.(同　左) ④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦(同　左) (運用の指図範囲等) 第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「S&P500 インデックスマザーファンド」及び「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」並びに「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(同　左) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(同　左) (信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1.第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 46 の率を乗じて得た額 2.～3.(同　左) ②～③(同　左) (収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い) 第 34 条(同　左) ②～③(同　左) ④一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥(同　左) (投資信託契約の一部解約) 第 37 条(同　左) ②～③(同　左) ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の申込日又は一部解約の申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 1.～2.(同　左) ⑥～⑦(同　左)